

平成 27 年 5 月 22 日
京都市上下水道局総務部用度課長

入札時の設計図書に関する質問受付について

当局では、予定価格の事後公表の適用範囲の拡大に伴い、下記のとおり、入札時の設計図書に関する質問の受付を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1 実施内容

(1) 対象

予定価格 2 億円超の工事

(2) 実施方法

入札公告時に「京都市上下水道局の一般競争入札（工事）における設計図書に関する質問について」（別紙 1，2）を公告文書に添付します。

設計図書に関し質問のある方は、（別紙 1，2）に質問者の氏名、質問内容等を記入し、電子メールにて用度課に送付してください。

やむを得ず、電子メールの送付ができない場合は、用度課にお電話下さい。持参又はファックスでの質問を受け付けます。ただし、設計図書に関する口頭での質問は受け付けません。

回答は、用度課のホームページにて行います。

入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、用度課において、個別に口頭で回答することがあります。

受付及び回答の期間は次のとおりとします。

ア 質問は入札公告時から受け付けます。

イ 入札日の初日の 3 開庁日前に回答を公表します。

ウ 回答を公表する日の 5 開庁日前を質問の締切とします。

2 実施時期

平成 27 年 6 月 1 日以降の入札公告案件から実施します。

3 その他

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととします。

- (1) 質問の締切を過ぎてから用度課に到達したもの
- (2) 指定した様式を用いていないもの
- (3) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
- (4) 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- (5) 質問内容が読み取れないもの
- (6) 当該入札に直接関係のないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し電子メール、FAX を送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの